

八潮市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和 4年度	人 92,365	千円 39,812,849	千円 3,116,290	千円 4,626,116	% 11.6	% 12.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

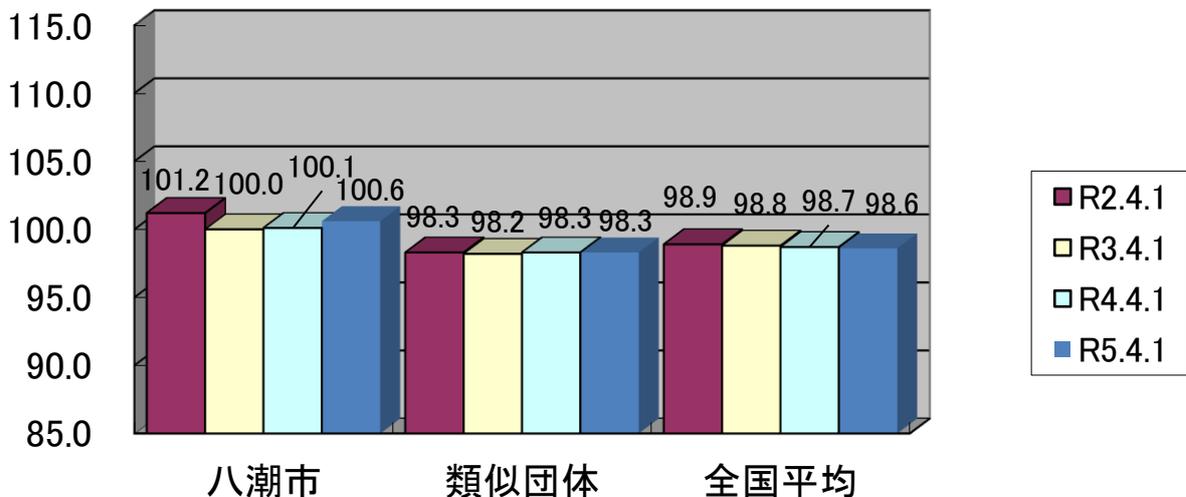
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 令和3 年度平均一人 当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 4年度	人 531	千円 1,625,278	千円 410,615	千円 673,468	千円 2,709,361	千円 5,102

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(各年度とも4月1日現在)

	ラスパイレス指数
令和元年度	102.3
令和2年度	101.2
令和3年度	100.0
令和4年度	100.1
令和5年度	100.6

※ラスパイレス指数とは、一般行政職について国家公務員の給料を100とした場合、地方公務員の給与水準がどのくらいかを示す指数

(4) 給与改定の状況

地方公共団体の職員の給与は、地方公務員法により、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間事業者の従業員の給与などを参考に、条例で定めることとされています。

本市の職員の給与改定にあたっては、「人事院勧告」（人事院が国家公務員と民間の給与を比較し、国会及び内閣に対し較差を解消するよう年1回勧告を行うもの）を踏まえて実施し、その水準の適正化を図ることとしています。令和5年度は「民間企業における初任給の動向を踏まえ、初任給を引上げ。初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定。」とする旨の勧告が出され、本市もこの内容を踏まえ、給与改定を行いました。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
（内容）国の見直し内容を踏まえ、平均2.05%引き下げた。
一番大きい改定率は6級の2.35%である。急変緩和のため、平成30年3月31日までの経過措置（減給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、八潮市においても6%を支給。（令和5年4月1日現在）
 （実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年度は5%、平成28年度から6%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合										
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		4月1日 時点	遡及 改定後								
国基準に よる支給 割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
八潮市の 支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八潮市	38.9歳	294,047円	350,431円	320,403円
埼玉県	41.8歳	317,507円	410,989円	365,421円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体				

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
八潮市	52.1歳	16人	296,294円	340,560円	331,369円	—	—	—	—
うち清掃職員	60.3歳	3人	298,400円	324,467円	324,467円	廃棄物処理業	47.3歳	310,800円	1.0
うち用務員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うちその他	50.0歳	13人	295,808円	344,273円	332,962円	その他	49.1歳	241,700円	1.4
埼玉県	55.9歳	153人	332,633円	386,940円	369,843円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	52.3歳	17人	321,114円	373,492円	352,981円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
八潮市	—	—	—
うち清掃職員	4,890,836円	4,321,100円	1.1
うち用務員	—	—	—
うちその他	5,618,262円	3,253,900円	1.7

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和2～4年の3ヵ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベース「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された、期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		八 潮 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大学卒	191,700円	194,711円	185,200円
	高校卒	164,100円	161,396円	154,600円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

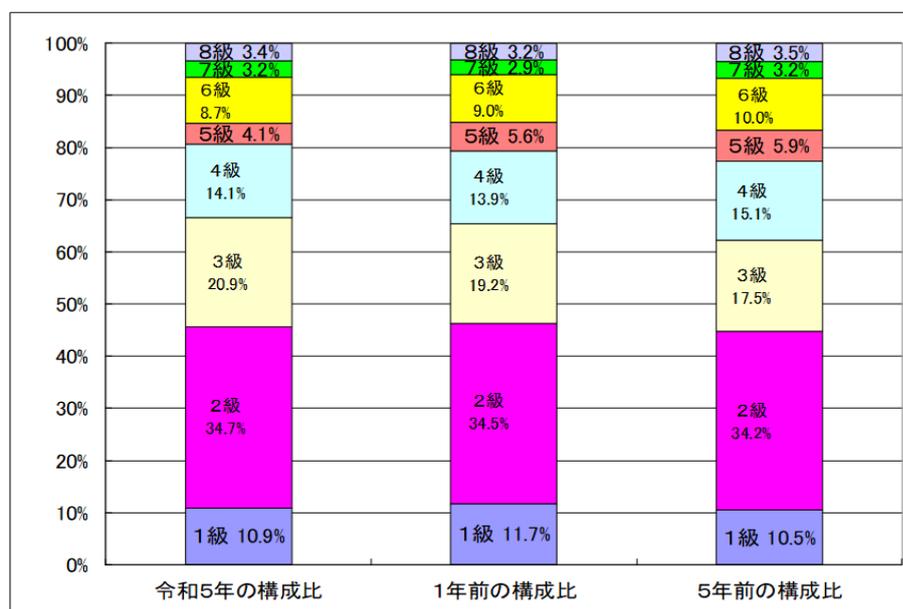
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	313,611円	341,100円	413,700円	410,580円
	高校卒	229,400円	—	400,000円	383,829円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

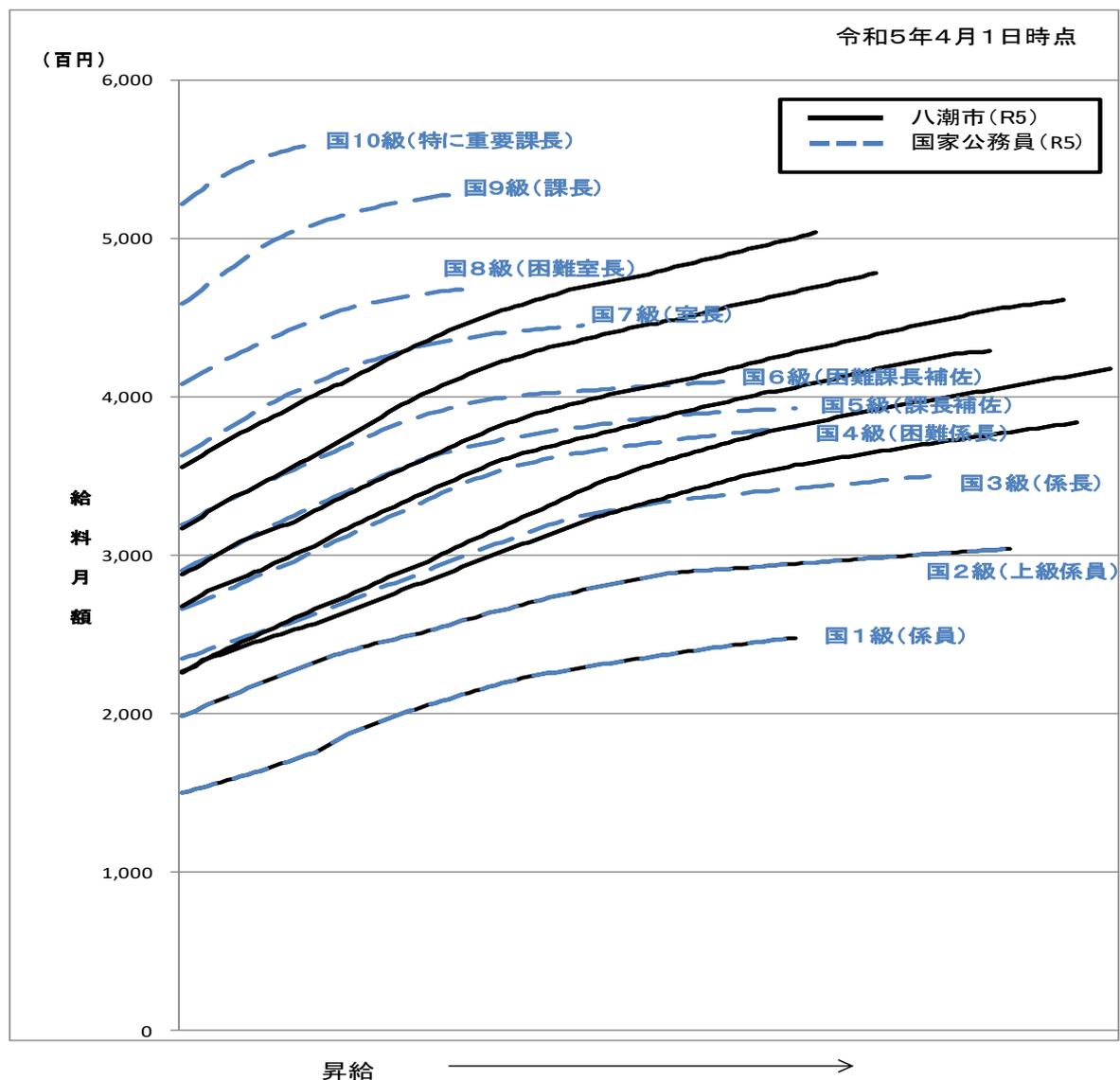
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務	45人	10.9%	150,100円	247,600円
2 級	相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	143人	34.7%	198,500円	304,200円
3 級	主任の職務	86人	20.9%	226,100円	383,800円
4 級	係長の職務	58人	14.1%	226,500円	417,700円
5 級	副課長の職務	17人	4.1%	267,700円	429,000円
6 級	課長の職務	36人	8.7%	287,600円	461,100円
7 級	副部長の職務	13人	3.2%	316,700円	477,900円
8 級	部長の職務	14人	3.4%	355,600円	504,500円

- (注) 1 八潮市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職）（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	○			
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八 潮 市	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,360千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,650千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 加算措置 ・役職加算 3～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を活用していない			○	
活用予定時期			令和6年度予定	

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

八 潮 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2～30%加算))			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2～45%加算))		
1人当たり平均支給額 1,913千円 23,601千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		119,565千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		186,820円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
八潮市	6%	640人	6%

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			178千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）			14,833円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）			1.9%
手当の種類（手当数）			3種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
作業手当	環境リサイクル課職員	土木作業、衛生作業等に従事したとき	日額100円
特殊自動車運転手当	道路治水課職員	特殊作業用自動車の運転に従事したとき	日額200円
作業手当	健康増進課職員	新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者と対面して行う作業に従事したとき	日額3,000円 (長時間にわたる作業の場合には、日額4,000円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	158,888千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	304千円
支給実績（令和3年度決算）	159,429千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	311千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	・配偶者6,500円 ・子10,000円(満16歳～22歳未満の子1人につき5,000円加算) ・父母等6,500円 ※8級は配偶者3,500円・父母3,500円	同じ	—	千円 36,958	円 201,956
住居手当	・借家の場合28,000円を限度に支給 ・持家の場合1,000円(新築から5年以内は2,500円)	異なる	持家の場合の支給額	千円 50,094	円 154,611
通勤手当	・交通機関(電車等)利用者: 6月定期券相当額 ・交通用具(自動車等)利用者: 距離に応じた額	同じ	—	千円 37,417	円 79,611
管理職手当	・部長級職員65,000円 ・副部長級職員60,000円 ・課長級職員55,000円 ・副課長級職員40,000円	異なる	支給額	千円 68,105	円 582,094
休日勤務手当	・祝日法による休日等および年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務した全勤務時間に対して、勤務時間1時間につき条例で定める勤務1時間当りの給与額の135/100	同じ	—	千円 2,323	円 29,405

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	724,000円 (905,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000円/593,400円	
	副 市 長	697,500円 (775,000円)	885,000円/547,600円	
報 酬	議 長	455,000円	737,000円/372,000円	
	副 議 長	415,000円	653,000円/294,000円	
	議 員	395,000円	591,000円/266,000円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和4年度支給割合) 6月期 2.15月分 12月期 2.25月分 計4.40月分		
	議 長 副 議 員	(令和4年度支給割合) 6月期 2.15月分 12月期 2.25月分 計4.40月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×35/100×115/100	17,484,600円	任期ごと
		給料月額×在職月数×21/100×115/100	8,983,800円	任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

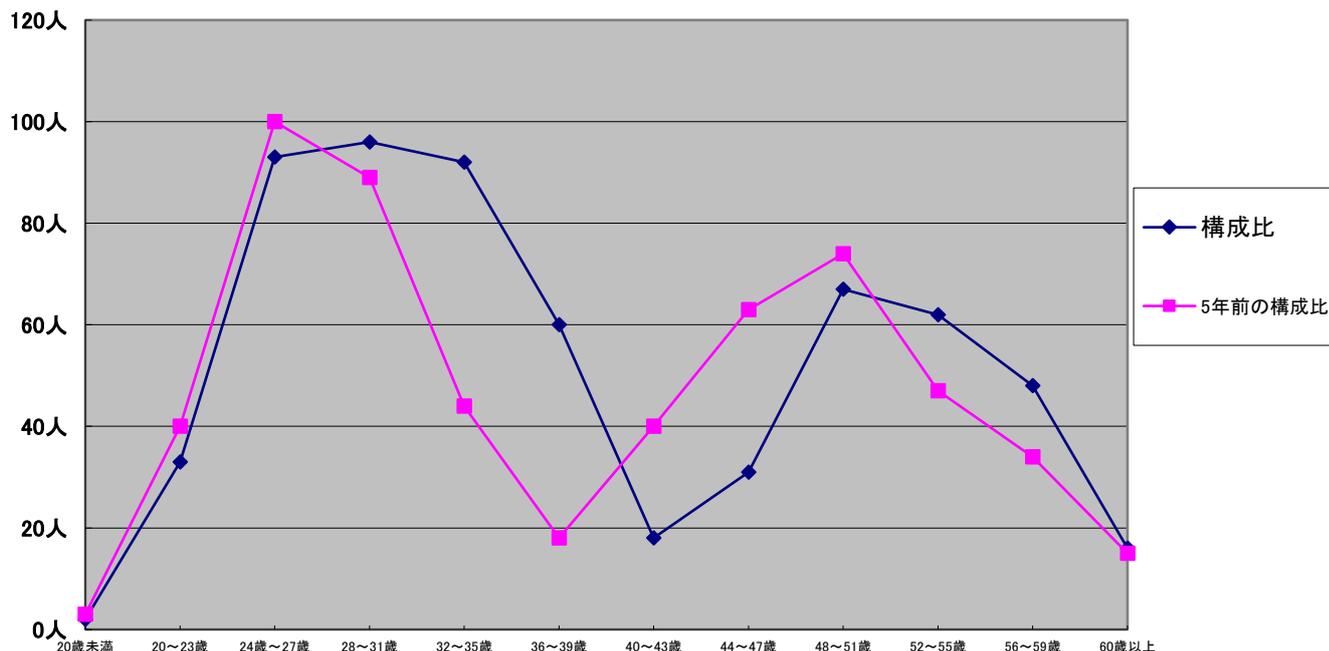
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
普通会計部門	議会	7	6	△1	育休代替任期付職員分 事務量の増加に伴う増 育休代替任期付職員分 課の新設による増 課の廃止による減
	総務	140	145	5	
	税務	46	45	△1	
	民生	132	138	6	
	衛生	51	45	△6	
一般行政部門	労働	6	6	0	事務量の増加に伴う増
	農林水産	5	5	0	
	商工	10	10	0	
	土木	76	77	1	
	計	473	477	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.55人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 51.55人)
	教育部門	58	60	2	事務量の増加に伴う増
	小計	531	537	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.04人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 65.15人)
公営企業等部門	水道	23	24	1	育休代替任期付職員分
	下水道	15	14	△1	前倒し補充分
	その他	46	43	△3	事務の見直し等による減
	小計	84	81	△3	
合計		615	618	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.79人
		[646]	[646]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2	33	93	96	92	60	18	31	67	62	48	16	618

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年度	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数（率）
一般行政		445	452	467	469	473	477	32（7.2％）
教育		49	49	51	54	58	60	11（22.4％）
消防		0	0	0	0	0	0	0（0％）
普通会計計		494	501	518	523	531	537	43（8.7％）
公営企業等会計計		73	76	79	82	84	81	8（11.0％）
総合計		567	577	597	605	615	618	51（9.0％）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)令和3年度 の総費用に占める 職員給与費比率
令和4年度	千円 1,737,207	千円 281,701	千円 139,249	% 8.0	% 8.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 4年度	人 22	千円 85,235	千円 17,604	千円 36,410	千円 139,249	千円 6,330	千円 6,834

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
八 潮 市	42.0歳	350,274円	524,239円
団 体 平 均	44.2歳	358,409円	568,568円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八 潮 市	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,422千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,606千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 加算措置 ・役職加算 3～20%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

八 潮 市			団 体 平 均
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	—
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置			
（定年前早期退職特例措置（2～30%加算））			

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			5,248千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			209,920円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
八潮市	6%	25人	6%

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		0円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		0%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度決算）	左記職員に対する支給 単価
危険従事手当	高所作業、高電圧作業または危険物取扱作業を行う職員	高所作業、高電圧作業または危険物取扱作業	千円 0	日額100円
事故待機手当	水道管の緊急事故または停水開栓に備え、連絡待機を命ぜられた職員	事故待機、連絡待機	千円 0	1回当たり1,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	4,315千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和4年度決算）	227千円
支給実績（令和3年度決算）	5,407千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和3年度決算）	285千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 6,500円 ・ 子 10,000円(満16歳～22歳未満の子1人につき5,000円加算) ・ 父母等 6,500円 ※8級は配偶者 3,500円・父母 3,500円	同じ	—	千円 2, 2 3 3	円 2 2 3, 2 5 0
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借家の場合 28,000円を限度に支給 ・ 持家の場合 1,000円(新築から5年以内は2,500円) 	同じ	—	千円 1, 9 6 4	円 1 3 0, 9 3 3
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関(電車等)利用者： 6月定期券相当額 ・ 交通用具(自動車等)利用者： 距離に応じた額 	同じ	—	千円 1, 0 2 5	円 6 4, 0 7 7
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部長級職員 65,000円 ・ 副部長級職員 60,000円 ・ 課長級職員 55,000円 ・ 副課長級職員 40,000円 	同じ	—	千円 2, 8 2 0	円 7 0 5, 0 0 0
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日法による休日等および年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務した全勤務時間に対して、勤務時間1時間につき条例で定める勤務1時間当りの給与額の135/100 	同じ	—	千円 0	円 0